

海岸通地区における子育て支援施設整備事業について

海岸通地区では、復興交付金を活用した市街地再開発が進められ、地区の高度利用として分譲マンション、オフィスビルや様々な商業施設の整備が予定されています。

この事業により整備される再開発ビルの2階に、津波被害を受けた子育て支援センターを移設することにより乳幼児親子の安全を確保します。また、賑わいの中心となる若い世代の子育てを支援する「保育施設」を整備し、延長保育事業、一時預かり事業等も実施しながら、定住促進及び中心市街地の賑わい創出を図ります。

(1) 子育て支援センター（イメージ）



ホール



乳児用トイレ



玄関



事務室

○地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供

- 【事業内容】 ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談、援助の実施
③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

○一時預かり事業

入院や家族の介護、または繁忙期の就労や研修、さらには育児疲れのリフレッシュや学校行事のときなどに、一時的に保育所にお子さんを預けられる事業

○利用者支援事業

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する

- 【事業内容】 ①総合的な利用者支援…子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」
②地域連携…子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

子育て支援センターと保育施設を兼ね備え、塩竈市の子育て支援の中心となるような「多機能型地域子育て支援拠点施設」として子どもの健やかな育ちと自立を支援します。

また、この事業は、(1)再開発事業にとってより効果の高い施設 (2)復興交付金の効果促進事業を活用できる施設 (3)中心市街地という立地から海岸通り地区周辺の賑わいに貢献できる施設として検討しております。

震災の影響があった保育所の移転集約もひとつの考え方として、平成31年4月の共用予定で国との協議を進めていきたいと考えているところです。

(2) 保育施設（イメージ）



保育室



調理室

(3) 海岸通1番2番地区市街地再開発事業（イメージ）



○保育事業

児童福祉法に基づく保育所の円滑な運営により、子育てと仕事の両立支援を行う事業

事業主体：市又は民間事業者等

保育定員：40人

対象児童：0歳児～5歳児

○延長保育事業

通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育施設で引き続き保育を実施する事業

対象児童：保育事業を利用している児童